

# 「大阪維新の会」大阪市議団による 「家庭教育支援条例案」についての障連協見解

5月7日、「大阪維新の会」（代表・橋下徹大阪市長）大阪市議団が、「家庭教育支援条例案」を5月定例議会に提案する方針を断念したことがマスコミで報じられた。同条例案は、発達障害への無知と無理解に加え、家庭教育に係る特定の価値観を押し付けるものであり、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会として看過することができない。今後再び同様の条例等が提案されることのないよう、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会の見解を以下に表明する。

条例案は「近年急増している児童虐待の背景にはさまざまな要因があるが、…親心の喪失と親の保護能力の衰退という根本的問題がある」「近年、軽度発達障害と似た症状の「気になる子」が増加し、「新型学級崩壊」が全国に広がっている。…ひきこもりや不登校、虐待、非行等と発達障害との関係も指摘されている」として、「保育、家庭教育の観点から、発達障害、虐待等の予防・防止に向けた施策を定める」ために「家庭教育支援推進計画を定める」（以上条例「前文」）としている。

そして、第4章では「乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因であると指摘され、また、それが虐待、非行、不登校、引きこもり等に深く関与している」（第15条）「わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、こうした子育ての知恵を学習する機会を親およびこれから親になる人に提供する」（第18条）などとしている。

これらは教育目標の設定に市長の介入を認める「大阪市教育基本条例案」（継続審議）と同様、政治家や行政機関が決めた特定の教育や子育ての考え方を、市民・家庭に押しつけるものであり、到底認めるわけにはいかない。

加えて、障害児・者の人権と発達を保障する立場からは「わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できる」などとというまったく非科学的な考え方を下敷きにした条例案は断じて容認することはできない。

発達障害は、今日では障害当事者や条例案の言うように「親の育て方」に原因があると  
する旧来の考え方を克服し、脳（中枢神経系）の機能的な障害に原因があるというのが基  
本的な考え方（定義）となっている。これらは法制度上も発達障害者支援法の定義と重な  
るものである。

加えて言えば、条例案で使われている「軽度発達障害」という用語は、今日では「軽度」  
の意味が「支援が少なくてもよい」という誤解を受けやすいことから文部科学省も「通知」  
（2007年3月）で表記を行なわないとし、使わなくなっている。

また、障害を基礎的なレベルである医学的な側面で理解すると同時に環境的な側面から  
理解することも大切である。それこそ、議会や行政機関は障害に対する正しい理解と支援  
のあり方を広め、子育て・教育困難の背景となっている社会的な貧困や格差を是正し、能  
力主義と競争による教育を改め、少人数学級、特別支援学級や学校の過密・過大の解消な  
どに力を入れることが求められている。

当初、本年5月からの大阪市議会に条例案の提案を決めていた「維新の会」大阪市議団  
は府民からの批判を受け、条例案を「たたき台のたたき台」などとして「白紙撤回」する  
ことを決めたものの、内容に係る反省や謝罪もなく、「会派内での議論はこれから進め...更  
に議論を尽くします」（ホームページ）と述べている。

障連協はこのような条例案が二度と俎上（そじょう）に上がることがないように、引き続  
き「大阪維新の会」とその代表の橋下大阪市長による動きを監視するとともに、大阪市立  
長居障害者スポーツセンターの廃止案などを含めた「施策・事業の見直し試案～市役所の  
ゼロベースのグレートリセット～」などによる福祉・教育の切捨てに反対し、障害児・者  
の子育てと教育環境を改善するために全力をつくすものである。

2012年5月8日

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

連絡先 大阪市住吉区苅田5丁目1番22号

TEL 06-6697-9005

FAX 06-6697-9059